

政府の犯罪対策に関する取組について

犯罪対策閣僚会議

(15年9月2日設置)

主宰:内閣総理大臣 構成員:全閣僚

- 総合的な犯罪対策の企画立案・総合調整・推進
- 広汎かつ強力な企画立案・調整機能が必要となる課題への対応

連携

必要に応じて
合同会議を開催

進捗状況等について
犯罪対策閣僚会議に報告

連携

犯罪対策閣僚会議の下に設置

暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム
〔一八年七月二二日設置〕
〔一九年七月三〇日一部改正〕

- 議長 内閣官房内閣審議官
- 構成員 内閣官房、内閣府、警察、金融、総務、法務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、海保、環境、防衛の担当課長クラス

官民連携した安全・安心なまちづくりの
全国展開に関するワーキングチーム
〔一六年一二月一四日設置〕

- 議長 内閣官房内閣審議官
- 構成員 内閣官房、警察、総務、法務、文科、厚労、経産、国交、海保の担当課長クラス

「安全・安心なまちづくり
全国展開プラン」
(17年6月28日 決定)

犯罪対策のうち特定の課題につき、 専門的・継続的な検討、対策の推進

銃器対策推進本部(七年九月一九日設置)

- 本部長 内閣官房長官
- 副本部長 内閣府特命担当大臣(銃器対策)、国家公安委員会委員長
- 本部長 内閣府副官長官補、内閣広報官ほか、内閣府、警察、総務、法務、外務、財務、水産、経産、国交、海保、環境の担当局長クラス

薬物乱用対策推進本部(九年一月一七日設置)

- 本部長 内閣総理大臣
- 副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(薬物乱用対策)、国家公安委員会委員長、法務大臣、財務大臣、文科大臣、厚労大臣、国交大臣
- 本部長 総務大臣、外務大臣、経産大臣

国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部
〔一三年七月一〇日設置〕
〔一六年八月二四日改組〕

- 本部長 内閣官房長官
- 副本部長 国家公安委員会委員長
- 本部長 内閣官房、法務、外務、財務、厚労、経産、国交省の各副大臣

人身取引対策に関する関係省庁連絡会議(一六年四月五日設置)

- 議長 内閣官房副官長官補(外政・内政)
- 議長 内閣府、警察、法務、外務、厚労の担当局長クラス

犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議
(一七年一二月一三日設置)

- 議長 内閣官房副官長官補
- 議長 内閣官房、内閣府、警察、総務、法務、文科、厚労、農水、経産、国交の担当局長クラス

「テロの未然防止に関する行動計画」
(16年12月10日 決定)

「人身取引対策行動計画」
(17年12月7日 決定)

「犯罪から子どもを守るための対策」
〔17年12月20日 決定〕
〔18年12月13日 改定〕
〔19年12月14日 改定〕

犯罪対策にも配慮した 施策の推進

青少年育成推進本部(一五年六月一〇日設置)

- 本部長 内閣総理大臣
- 副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(青少年育成)、文科科学大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、厚生労働大臣、他のすべての国務大臣

都市再生本部(一三年五月八日設置)

- 本部長 内閣総理大臣
- 副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(地方再生)、国土交通大臣
- 本部長 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣